

# お子様がいらっしゃる方へ

お子様がいらっしゃる方は、下記の手続きが必要ですので、忘れずをお願いいたします。

順番	必要な手続き	担当課と窓口(内線)	持参するものなど	担当課 チェック欄
1 市役所 2階11番	児童手当 (公務員の方は勤務先に)	子育て支援課(2512) 各支所 各総合支所市民福祉課	<input type="checkbox"/> 転出元からの連絡票 <input type="checkbox"/> 請求者名義の通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 請求者・配偶者の個人番号(通知)カード <input type="checkbox"/> 請求者の顔写真つきの身分証明書 <input type="checkbox"/> その他(請求者の健康保険証等提出していただく場合があります。) <b>※上記のものが揃っていても、まずは、転入した日から15日以内に手続きしてください。遅れると遅れた月分の手当を受けられなくなります。</b> <b>※窓口での手続きのほか、郵送でも手続きできます。申請書及び詳細は石巻市ホームページをご覧ください。</b>	
2 市役所 2階3番	子ども医療費助成	保険年金課(2342) 各支所 各総合支所市民福祉課	<input type="checkbox"/> お子様の健康保険証 <input type="checkbox"/> 住民税(非)課税証明書等: 本年1月2日以降(1~9月に申請する場合は前年1月2日以降)に他の市町村から石巻市に転入してきた方で <b>義務教育就学前のお子様をもつ方のみ</b> (コピー可)	
3 市役所 2階20番	母子健康手帳別冊 予防接種予診票	健康推進課(2422・2427) 各総合支所市民福祉課	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input type="checkbox"/> 母子健康手帳別冊(妊婦健康診査受診票・妊婦歯科健康診査問診票・産婦健康診査受診票・乳児一般健康診査票) ※詳しくは裏面をご覧ください。	
4 市役所 2階20番	新型コロナワクチン接種券	新型コロナワクチンコールセンター(0120-567-509) 各総合支所市民福祉課	<input type="checkbox"/> 転入前市町村で発行された接種券 <input type="checkbox"/> (転入前市町村で発行された接種券がない場合)新接種券発行申請書 <input type="checkbox"/> お子様の健康保険証 ※転入前の市町村で1・2回目接種を受けていない5歳以上の方が対象です。	

～月曜日や大安などの吉日は非常に混雑し、待ち時間が長くなりますのであらかじめご了承ください～

★不明な点についてのお問い合わせ先は、次のとおりです。

■石巻市役所 95-1111

■河北総合支所 62-2111

■雄勝総合支所 57-2111

■河南総合支所 72-2111

■桃生総合支所 76-2111

■北上総合支所 67-2111

■牡鹿総合支所 45-2111

■渡波支所 24-0151

■稲井支所 95-2171

■荻浜支所 90-2111

■蛇田支所 95-1442

■新型コロナワクチン接種に関すること  
コールセンター 0120-567-509



- \* **母子健康手帳別冊の交換が必要です**（妊婦、8か月未満のお子さんがいらっしゃる方）  
前住所地で交付された母子健康手帳別冊は、使用できません。  
受診前に下記窓口で石巻市の母子健康手帳別冊と交換をしてください。
- \* **石巻市父子手帖**  
3歳未満のお子さんをお持ちの保護者の方で、ご希望の方に父子手帳を配布しております。

＜担当課及び窓口＞**健康推進課（内線 2422）**

各総合支所市民福祉課

＜持ち物＞前住所地で交付された母子健康手帳別冊

\* **お子さんの予防接種はお済みですか？**

生後約1か月半から20歳未満のお子さんで、定期予防接種が終了していない場合や石巻市助成の予防接種の対象に該当する場合、予診票をお渡ししますので、母子健康手帳を持参の上、健康推進課へお越しください。

予防接種の種類によっては、対象年齢の時期に送付するものもあります。

\* **高齢者肺炎球菌定期予防接種について**

年度末に65歳から100歳までの5歳さざみの年齢になる方で一度も肺炎球菌予防接種を受けていない方は、公費助成を受けられる場合があります。（60～64歳の方は一部該当）  
詳しくは健康推進課（内線2427）へお問い合わせください。

\* **成人男性の風しん抗体検査および予防接種を実施します**

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性の方が対象です。実施期間は、令和7年2月末までとなります。ご希望の方は、健康推進課（内線2427）へお問い合わせください。

\* **新型コロナワクチン接種を希望する方は申請が必要です**

1・2回目接種は5歳以上の方、3回目接種は12歳以上の方が対象です。前住所地で発行された接種券を持参の上、健康推進課内特設窓口へお越しください。詳しくはコールセンター（0120-567-509）へお問い合わせください。

\* **各種健（検）診の申し込みについて**

- 健康診査（75歳以上）
- 胃がん検診（30歳以上）     結核・肺がん検診（40歳以上）
- 大腸がん検診（40歳以上）
- 前立腺がん検診（50歳以上の男性）     子宮頸がん検診（20歳以上の女性）
- 乳がん検診（30～39歳、40歳以上の偶数年齢の女性）
- 骨粗しょう症検診（40、45、50、55、60、65、70歳の女性）
- 成人歯科健診（40、50、60、70歳）

転入の方は、今年度の健（検）診については自動的に通知します。

ただし、転入時点で終了している地区の場合がありますので、

健（検）診を希望する場合は、健康推進課（内線2415）にご連絡ください。

- 40歳から74歳までの方は、保険者が実施する特定健康診査（がん検診は含みません）の対象となります。

国民健康保険被保険者の方は、**保険年金課（内線2333、2334）**までご連絡ください。

※アパート等は表札がないと健診票等の通知が配布できない場合がありますので、  
表札を出してくださいますようお願いいたします。

お問い合わせ：☎0225-95-1111